平成２４年（フ）第８９号
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番19号
債務者　前田　マヤ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
大分県別府市大字鶴見971番地の１　市営宮園住宅Ｃ棟404号
債務者　安達　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
大分市敷戸新町３番３―204号
債務者　足立　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
大分市大字荏隈1353番地の10　アクアコーポ103
債務者　堤　　英代
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４号
大分市岩田町３丁目３番17号
債務者　西村　和喜
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
大分市岩田町３丁目３番17号
債務者　西村　和美（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
秋田県由利本荘市薬師堂字深持44番地12
債務者　佐々木正章
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４７号
茨城県取手市井野団地３番２―508号
債務者　小笠　光生
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
茨城県牛久市柏田町3047番地８　パサニアコート101、前住所栃木県宇都宮市東宿郷４丁目６番15号　クイーンズリッチ405
債務者　國谷　幸治
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
茨城県取手市宮和田1030番地17
債務者　木崎　幸代
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
茨城県牛久市岡見町2295番地６、前住所福島県郡山市久留米４丁目65番地の２　メルク109号
債務者　柴本　　歩
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長野市松代町西条3702番地２
債務者　加藤パースック
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
長野市若穂綿内8940番地３　塩入方
債務者　飯島　照子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１６号
大阪市生野区桃谷１丁目10番18―1002号
債務者　寺井　珠重
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７５号
大阪府枚方市桜丘町80番４号
債務者　松村真由美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０３号
大阪市中央区東高麗橋２―５―503、住民票上の住所兵庫県西宮市北六甲台４丁目４番８号
債務者　ＨＡＫこと　定本　克彦
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４２号
大阪府吹田市五月が丘北14番１―403号
債務者　鴨田　圭介
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部